

〔24 釈文〕 吾妻川通船試稼ぎ方上申（元治元年）

乍レ恐以ニ書付一奉ニ申上一候

上州吾妻郡山田村・原町・岩井村

通船稼人共一同奉ニ申上一候、今般私共相稼
罷在候通船試稼方之義ニ付、巨細

取調可ニ申上一旨御達之趣、承知奉レ畏候、

右者吾妻川通ニ而、凡拾四・五丁程ツ、

相隔、右三ヶ村地内ニ老河岸ツ、ニ而、小鶉飼

船式艘ツ、都合六艘打立、御極印受、

いづれも御府内迄通船願濟二者候得共、

小鶉飼船ニ而同所迄者通船難ニ相成一、

利根川筋五料河岸迄通船仕来候

義ニ而、川上江之通船者相稼不レ申候間、

此段書付を以奉ニ申上一候、已上

保科栄次郎知行

上州吾妻郡岩井村

元治元子年七月 船問屋 平次右衛門

大久保次左衛門知行

同州同郡原町

右同断 賢次郎代

善兵衛

当御代官所

同州同郡山田村

右同断 次郎兵衛

岩鼻

御役所

【24読み下し文】

恐れ乍（なが）ら書付を以（もつ）て申し上げ奉（たてまつ）り候
上州吾妻郡山田村・原町・岩井村

通船稼ぎ人共一同申し上げ奉り候、今般私共相稼ぎ
罷（まか）り在り候通船試（ため）し稼ぎ方の義に付、巨細（こさい）
取り調べ申し上げべき旨御達（たっし）の趣（おもむき）、承知畏（かしこ）み奉
り候、」

右は吾妻川通りにて、凡（およ）そ拾四・五丁（ちょう）程づつ
相隔（へだ）たり、右三か村地内に壺河岸（かし）づつにて、小鶉飼
船（こうがいぶね）式艘づつ、都合（つごう）六艘打ち立て、御極印（ごくいん）
受け、」

いずれも御府内（ふない）迄通船願い済みには候えども、
小鶉飼船にて同所迄は通船相成り難（がた）く、
利根川筋五料河岸迄通船仕来たり候

義にて、川上への通船は相稼ぎ申さず候間、
此（こ）の段書付を以て申し上げ奉り候、已上（いじょう）

保科栄次郎知行

上州吾妻郡岩井村

船問屋 平次右衛門

（一八六四）

元治元子年七月

大久保次左衛門知行

同州同郡原町

右同断 賢次郎代

善兵衛

当御代官所

同州同郡山田村

右同断 次郎兵衛

岩鼻

御役所